

## ○ 新生児聴覚検査について

### <妊産婦の方へ>

新生児聴覚検査は、難聴を早期に発見するための非常に大切な検査ですので、必ず受診しましょう。検査は赤ちゃんが眠っている間に数分間で終わり、痛みなどはありません。

両耳とも難聴のお子さんは、平塚市では毎年2～3人生まれる可能性があります。

もし、難聴の場合は専門機関で適切な支援を受けることで、ことばの発達などへの影響を最小限に抑えられることが分かっています。

### 【公費負担額】

下記の検査のうち、1種類初回検査のみ補助

A A B R 3, 0 0 0円

O A E 1, 5 0 0円

### 【補助券の利用方法と注意点】

1. 補助券の太枠の欄に記入して、医療機関にお持ちください。なお、補助券は複写（3枚1組）になっています。
2. 検査の時期は、出生後概ね3日以内とします。ただし、特別な事情により検査を実施することができないときは、生後3か月以内のできるだけ早い時期に実施するものとします。補助券の取り扱いについては以下のとおりです。

他市町村へ転出した場合	本市の補助券は利用できません。 転出先の市町村で制度をご確認ください。
本市在住で、県内の市町村（横浜市、川崎市、横須賀市を除く）の医療機関を受診する場合	本市の補助券を利用できます。 医療機関から補助券の利用について確認された場合は、このページ裏面の医療機関用説明をご提示ください。
本市在住で、県内の横浜市、川崎市、横須賀市又は県外に里帰り出産を予定されている場合	里帰り先の医療機関で、補助券の利用が可能か事前にご確認ください。 このページ裏面の医療機関用説明をご提示ください。
助産院での出産を予定されている場合	助産院にお尋ねください。

3. 補助券は、払い戻しや現金との引き換えはできません。また、ご本人のみの利用に限ります。
4. 医療機関で補助券の利用が不可のため、健診費用を自己負担された場合の償還払いについては、一定の要件や必要書類等の提出が必要となりますので、事前にお問合せください。
5. 未使用の補助券を他人へ譲渡することはできません。

## ○ 新生児聴覚検査について

### <医療機関様>

平塚市では、神奈川県産科婦人科医会との契約により、県内市町村の委託医療機関（横浜市、川崎市、横須賀市を除く）において、新生児聴覚検査の費用の一部を補助する制度を実施しています。

新生児聴覚検査（AABR、OAE）を実施する際には、母子健康手帳別冊に添付のある『平塚市新生児聴覚検査費用補助券』をご利用ください。

### 【補助券利用時の注意点】

1. 補助券が利用できるのはAABRもしくはOAEのどちらか初回検査1回分だけで、複写（3枚1組）になっています。検査の時期は、出生後概ね3日以内とします。ただし、特別な事情により検査を実施することができないときは、生後3か月以内のできるだけ早い時期に実施するものとします。
2. 補助券は、払い戻しや現金との引き換えはできません。また、ご本人の子のみの利用に限ります。
3. 検査費用の額が補助金額未満のときにはその額のみ助成となります。
4. 補助券の「実施医療機関記入」欄について、今回実施した検査項目、及び平塚市への連絡事項の なし あり にチェックし、ありの場合は、必要事項の記載をお願いいたします。ご不明な点は、平塚市にご連絡ください。
5. この補助券での検査を希望された場合は、住所（平塚市であること）、検査内容をご確認の上、検査を実施してください。市外に転出された方は、その日以降はご利用いただけません。また、市外から転入された方は、『平塚市新生児聴覚検査費用補助券』の交付が必要になりますので、平塚市にご連絡いただく旨を産婦にお伝えください。検査後に住所地が違うことが判明した場合、支払いができなくなりますのでご注意ください。
6. 平塚市では、平塚市新生児聴覚検査の事務を神奈川県産科婦人科医会に委託しております。支払い請求及び問合せは神奈川県産科婦人科医会にご連絡ください。詳しくは、神奈川県産科婦人科医会のホームページをご覧ください。

《 神奈川県産科婦人科医会 連絡先 》

〒231-0037 神奈川県横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4階

TEL：045-242-4867 FAX：045-261-3830

URL：<http://www.kaog.jp/>

【問合せ先】 平塚市健康課（保健センター） 電話 0463-55-2111